

I. 国内希少野生動植物種の新規指定の進め方

■背景:

- ①罰則の強化等を含む種の保存法改正法が平成25年6月に成立

衆参両議院の附帯決議では、2020年までに300種を種の保存法に基づく希少野生動植物種に新規指定することが求められる

環境省レッドリストの絶滅危惧種3,597種に対し、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種が89種に止まるのは極めて不十分であるとの指摘

- ②平成26年4月、環境省では「絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略」を策定

具体的な施策の展開として、300種の新規指定を目指すことを記述

絶滅危惧種の保全を全国的に推進するため、基本的な考え方と早急に取り組むべき施策の展開を示す

■基本的な考え方:

- ①平成26年度は、特に緊急的に保護する必要がある種を指定
②平成27年度以降は、年間40~50種ずつの指定を目安とし、1年ごとに取り組む分類群をある程度限定して検討

(1) 指定の対象となる種の考え方
→保全戦略における、絶滅危惧種保全の優先度の考え方(P7)を基本とする。



- ① 種の存続の困難さ: 環境省レッドリストのカテゴリー
② 対策効果による視点: 生態学的な重要度や認知度、生息地の重要性等
※考慮すべき事項: 捕獲・採集圧、島嶼等の重要生態系での分布、分布範囲、国際的な保全の必要性、手法や技術確立

(2) 分類群ごとの種指定の取組方針

- ✓ 爬虫類と両生類については、愛好家による捕獲が確認されており、捕獲・流通規制を実施すべき種がある。
- ✓ 昆虫類は、急激な生息状況の悪化により一気に絶滅のおそれが増大している種があるため、現状の生息状況を考慮して検討する必要がある。
- ✓ 維管束植物は絶滅危惧種の約5割を占めており、指定可能性が最も広い分類群である。
- ✓ 哺乳類と鳥類は鳥獣法で捕獲が禁止されているため、特に指定の必要性が高い種について検討する。

■検討に必要な調査・情報収集:

国内希少野生動植物種に指定されると、捕獲、採取、殺傷、損傷が禁止される。また、譲渡し等についても禁止される。



土地所有者や利害関係者、関係行政機関等と慎重な調整を進める必要がある

<事前の調査・情報収集で把握する項目>

- ✓ 学名・分類・レッドリストカテゴリー
- ✓ 生態的・外見上の特徴及び写真
- ✓ 分布状況(分布地図を含む)
- ✓ 生息状況・個体数
- ✓ 減少要因
- ✓ 現状の保全取組・法規制の状況
- ✓ 生息環境
- ✓ 商業的取引の有無
- ✓ 生息地及びその周辺の土地所有、土地利用及び開発規制等



上述した指定の対象となる種の考え方に加え、社会的な条件も加味して指定種を検討

※指定を検討しているという情報が流出することで、捕獲圧が高まることが懸念される。情報管理は厳重に実施する必要がある。

■環境省レッドリスト掲載種数:

分類群	絶滅危惧種の種数	評価対象種
哺乳類	34	160
鳥類	97	700
爬虫類	36	98
両生類	22	66
汽水・淡水魚類	167	400
昆虫類	358	32,000

分類群	絶滅危惧種の種数	評価対象種
貝類	563	3,200
その他無脊椎動物	61	5,300
維管束植物	1,779	7,000
蘚苔類	241	1,800
藻類	116	3,000
地衣類	61	1,600
菌類	62	3,000

■検討作業の進め方:

<指定前年度>

①指定検討に必要な調査・情報収集及び一般からの提案受け付け

<指定実施年度>

②非公開の検討会で指定候補種を検討(5~7月頃)

③候補種ごとに必要があれば、関係団体・研究者等と事前調整

④法制局審査、関係省庁との協議(10~12月頃)

⑤中央環境審議会 野生生物小委員会で指定種を確定(1~2月頃)

⑥パブリックコメント(1~2月頃)

⑦閣議決定、官報告示(2~3月頃)

ただし、駆け込み採取等を防ぐため、当該年度の指定候補種の生態等を考慮し、必要に応じてスケジュールを変更する。

非公開の検討会について

目的: 専門家による検討会を設置し、科学的知見を尊重して指定候補種を検討する。

メンバー: 附帯決議を踏まえ、野生生物小委員会の委員数名+指定候補となる分類群の専門家数名。ただし、必要に応じて年度ごとにメンバーを見直す。

進め方: 2020年まで毎年1回程度、非公開での開催とする。

■平成26年度の実施内容:

①上記の進め方を基本とし、緊急的に保護する必要がある種を30~50種程度指定

②別途、意見交換会(※1)及びヒアリング(※2)を実施し、300種に向けた今後の指定候補種を大まかに検討

- ✓ 特に種数が多い維管束植物については、非公開の意見交換会を開催
- ✓ 植物以外の分類群については、専門家10名程度へのヒアリング(※2)等を実施し、今後の指定候補種を検討

上記の意見交換会やヒアリング等も通じて、科学的知見に基づく検討を推進

維管束植物の指定に関する意見交換会(※1)について

目的: 特に種数が多い維管束植物について、専門家による意見交換会を設置し、今後の指定候補種を大まかに絞り込む。

メンバー: レッドリスト分科会委員を中心としつつ、指定候補となる分類群の専門家に依頼。

進め方: 今年度のみ4回程度、非公開での開催とする。

国民からの提案制度について(保全戦略P16)

■背景:

罰則の強化等を含む種の保存法改正法が平成25年6月に成立

衆参両議院の附帯決議では、①「**保全戦略**」に希少野生動植物種の指定に関する国民による提案の方法及び政府による回答の方法等を明記すること、②国民による指定提案制度の法定を検討することが求められる



保全戦略においては、国民による提案を、規制が必要な根拠とともに受け付ける体制を整備することを明記。

- ✓ 環境省のホームページにおいて、提案にあたっての様式や提案の受付時期等の詳細を示す
- ✓ 得られた提案は、適切な情報管理を行ったうえで、中央環境審議会自然環境部会野生生物小委員会に諮り、指定の候補種を検討する(※1)

多様な主体が指定後の保全にかかわる仕組みを構築していく必要があるため、提案制度を有効に活用し、保全にかかわる団体のすそ野を広げる。

■提案書の記載内容:

- ✓ 提案の理由
- ✓ 種名及び学名
- ✓ 分布・生息の状況(根拠書類を添付)
- ✓ 減少要因
- ✓ 保全取組の現状及び今後の予定
- ✓ 希少野生動植物種保存基本方針との合致
- ✓ その他

※詳細は別紙の参考資料3を参照

■提案受け付け後の検討(※1):

- ① 提案の集計、内容の確認
- ② 必要に応じて、提案のあった種に関する情報収集
- ③ 非公開の検討会の場において、提案も踏まえて指定候補種を検討
- ④ 中央環境審議会 野生生物小委員会は、提案の概要について報告を受けるとともに、指定候補種を確定

■提案募集等の方法(平成26年度):

<提案の募集>

- ✓ 環境省ホームページで随時募集。
- ✓ 11月末頃までに受け付けた提案は原則として翌年度の指定作業に反映させることを想定し、9月末頃に提案募集を広く周知。

<提案者への情報提供>

- ✓ 提案の扱いや受け付け後の検討スケジュール等はホームページに明記。
- ✓ 提案書類を確認後、受付の可否(書類不備の有無等)について提案者に連絡。
- ✓ 翌年度の指定作業終了後、検討結果を提案者に連絡。次年度以降も継続して検討対象とする場合、状況の変化等があれば追加の情報提供を依頼。

■指定後の方向性:

提案を受けて種指定を行った場合、モニタリングや監視、環境整備等について、提案者にも担っていただくことが理想。

環境省による活動のサポート

- ✓ 保護増殖事業の確認・認定
- ✓ 希少野生動植物種保存推進員の委嘱
- ✓ 保全事業等への支援
- ✓ 生息地等保護区の指定

Ⅱ. 指定後の保全について

■保全戦略を踏まえた基本的な考え方:

- ✓ 今後は指定種が大幅に増加するため、国の直轄事業のみではなく、多様な主体(関係省庁や地方自治体、調査研究機関、NPO・NGO、専門家、地域住民、民間企業等)と連携し、保全を推進する必要がある。
- ✓ 現在の保全の取組の進捗度合いや不足している対策等を把握するための「絶滅危惧種保全カルテ」を作成する。
- ✓ 積極的な保護増殖事業の実施による保護効果が高いと考えられる種については、保護増殖事業計画の作成を行う。
- ✓ 小面積でも特に重要な区域を保護することが有効な種については、生息地等保護区の指定を検討する。
- ✓ 鳥獣保護区においては、絶滅危惧種の生息環境の保全にも配慮しつつ、区域の指定・更新を行う。
- ✓ 国立公園においては、絶滅危惧種の生息状況に基づき区域の変更・拡張の検討、指定動植物の更新等を行う。

絶滅危惧種に関する都道府県等との連絡会について(保全戦略P19)

■背景と目的:

「保全戦略」においては、都道府県の担当部局との連絡会を開催し、情報共有の体制整備を推進することで、地方公共団体の取組を支援すると規定。



300種を目指した国内希少種の新規指定の進め方について説明。今後の保全の進め方について意見交換、協力を要請

■開催場所及び対象者等:

- ✓ 札幌、仙台、埼玉、名古屋、大阪、岡山、熊本の全国7か所で開催。
- ✓ 都道府県(環境部局、建設部局、教育委員会等)を対象とし、地方整備局、地方農政局、森林管理局にオブザーバー参加を依頼。

絶滅危惧種保全カルテの作成について(保全戦略P15)

■背景と目的:

絶滅危惧種の効果的な保全対策を検討するため、「絶滅危惧種保全カルテ」を作成し、現在の保全の取組の進捗度合いや不足している対策等を把握する。保全カルテでは、野生下での生息・生育状況や種の回復を阻害している現在における要因、多様な主体による保全実施状況等に関する情報を種毎に収集・整理する。



保全に携わる地方自治体等の担当者に対し、必要な情報を提供する(RDBは、一般国民に対して、絶滅危惧種に関する情報を広く提供することを目的として作成している)。

■作成イメージ:

- ✓ 保全対策の必要性や課題等が判断できる内容とする。
- ✓ RDBに記載されている情報、減少要因の現状、保全取組の情報、保全対策の有効性等について、チェックリスト方式を活用して整理し、取りまとめる。
- ✓ 次年度以降、年間50～100種程度を目安に作成。

※詳細は別紙の参考資料4を参照